

令和7年度
定期監査等結果報告書

あま市監査委員

目 次

財務監査及び行政監査	1
財政援助団体等監査	7

本報告書の監査の結果における、是正又は改善を必要とする事項の区分は次のとおりである。

【指摘事項】

次のいずれかに該当する事項で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 法令等に違反すると認められる事項
- (2) 予算目的に反していると認められる事項
- (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事項
- (4) 事務処理等が適正を欠くと認められる事項

【改善事項】

次のいずれかに該当する事項をいう。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事項
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事項

【検討事項】

検討を要すると認められる事項

財務監査及び行政監査

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、あま市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査等の種類

地方自治法（以下、「法」という。）第199条第1項の規定による財務監査のうち同条第4項の定期監査及び同条第2項の規定による行政監査

第3 監査の対象

所 属 名		監 査 対 象 期 間
市長公室	人事秘書課	令和6年2月～令和8年2月
	危機管理課	令和5年9月～令和8年1月
総務部	収納課	令和5年12月～令和7年9月
市民生活部	市民課	令和5年9月～令和7年9月
	人権推進課	令和5年11月～令和7年12月
福祉部	社会福祉課	令和6年1月～令和8年1月
	障がい福祉課	令和6年1月～令和7年11月
	高齢福祉課	令和6年2月～令和7年11月
子ども健康部	甚目寺中央児童館	令和3年11月～令和7年11月
	甚目寺西児童館	令和3年11月～令和7年11月
	正則保育園	令和3年11月～令和7年11月
	萱津保育園	令和3年11月～令和7年11月
	健康推進課	令和5年10月～令和7年12月
建設産業部	土木課	令和5年11月～令和8年1月
	農政課	令和5年11月～令和8年1月
	商工観光課	令和5年12月～令和7年12月
教育部	教育総務課	令和5年10月～令和7年9月
	学校教育課	令和5年10月～令和7年10月
	伊福小学校	令和3年10月～令和7年10月
	篠田小学校	令和3年10月～令和7年10月
	甚目寺東小学校	令和3年10月～令和7年10月
	甚目寺南中学校	令和2年10月～令和7年10月
	スポーツ課	令和5年10月～令和7年12月
	会計課	令和6年2月～令和8年2月
議会事務局	議事課	令和5年9月～令和7年9月

第4 監査の着眼点

市の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づいて執行されているか、市が自ら定めた例規等のルールを守っているか、経済性・効率性・有効性の観点を踏まえた内容となっているか等の視点により、事務処理の過誤事案をただ単に指摘するのではなく、その問題点を明らかにすることによって、今後の事務処理の改善に繋げることを主眼として監査を実施した。

第5 監査の実施内容

あらかじめ監査資料の提出を求めて当該資料を審査するとともに、関係書類、諸帳簿等に基づく調査をし、及び各所属長から説明を聴取して監査を実施した。

また、既に実施した例月出納検査の結果も活用して監査を実施した。

第6 監査の実施期間

令和7年8月12日から令和8年2月20日まで

第7 監査の結果

監査対象事務事業については、監査を実施した限りにおいて、おおむね良好に処理されているものと認められた。しかし、一部において、是正又は改善を必要とする事項が見受けられたため、既に是正又は改善が図られた事項も含めて以下に記述する。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、その記載を省略する。

1 支出事務について

(1) 補助金交付に係る審査が適切でなかったもの【改善事項】

補助金等の交付に当たっては、補助金等交付規則、個別の交付要綱及び補助金交付ガイドラインに基づいて審査する必要があるところ、以下の事例がみられた。

ア 補助対象外経費を補助対象としている事例があった。（高齢福祉課）

イ 実績報告書に、所要額の具体的な内訳が分かる資料が添付されておらず、補助対象経費の使途が明確になっていない事例があった。（高齢福祉課、スポーツ課）

ウ 補助金の額を確定させる決裁文書に、補助対象団体から受理した実績報告書が添付されていない事例があった。（障がい福祉課）

(2) 旅費の支払方法が適切でなかったもの【改善事項】

地方自治法施行令（以下、「法令」という。）第162条では、旅費は概算払をすることができる経費である旨が規定されているところ、前金払により支払われている事例があった。（教育総務課）

(3) 準公金の帳簿管理が適切でなかったもの【改善事項】

学年費の会計処理において、例外的な処理により帳簿と預金通帳の残高にやむを得ず不一致が生じていたが、当該処理の方法や経緯が適切に共有されておらず、一時的にその原因が不明となっていた事例があった。（篠田小学校）

(4) 準公金における預金利息について【検討事項】

小中学校の保護者負担金管理において、預金口座に発生した利息が蓄積されていることについて、今後、利息が発生しない口座への切り替えが予定されているものの、既存の累積利息に対する処理方針が検討されていなかった。

については、当該累積利息が休眠口座等に放置されることのないよう、適切な会計処理を検討されたい。（学校教育課、各小中学校）

2 文書取扱事務について

(1) 起案文書に決裁日及び施行日が記載されていなかったもの【改善事項】

文書取扱規程第22条では、決裁を終えた起案書は、所定の欄に決裁年月日を記入しなければならない旨が規定されている。また、施行状況を把握するため、施行年月日についても記録するべきところ、起案書の所定欄に記入されていない事例があった。（人事秘書課、危機管理課、収納課、市民課、高齢福祉課、正則保育園、萱津保育園、健康推進課、土木課、農政課、商工観光課、教育総務課、学校教育課、議事課）

(2) 公印の使用が適切でなかったもの【改善事項】

公印規程第8条では、公印を使用しようとする者は、必ず原議その他の証拠書類を添えて保管者に申し出なければならない旨が規定されているところ、公印を使用させる場合は、原議又は証拠書類に認印を押さなければならない旨が規定されているところ、公印を押印した書面で、決裁文書（原議）の公印使用承認欄に押印漏れのある事例があった。（人事秘書課、健康推進課、土木課）

(3) 記載された情報が適正でなかったもの【改善事項】

社会福祉施設避難確保計画において、外部機関等の緊急連絡先一覧表の連絡先が誤って記載されていた。（正則保育園、萱津保育園）

(4) 申請書等受理後の処理が適切でなかったもの【指摘事項】

文書取扱規程第11条第1項第1号では、收受した文書には受付印を押す旨が規定されており、文書の受理日を明確にする必要がある。また、申請書等の日付は、原則として申請者本人が記入すべき事項であり、やむを得ず空欄のまま受理した場合であっても、職員による日付の加筆は、改ざんの疑いが生じることから厳に慎むべきところ、受領した日と異なる日付の受付印が押され、日付を職員が記入している事例があった。（危機管理課）

(5) 文書の管理が適切でなかったもの【指摘事項】

文書取扱規程第29条第2項では、文書はファイル基準表に基づき整理し、必要なときに直ちに取り出せるように保管し、又は保存しなければならない旨が規定されているところ、監査委員が提出を求めた書類の一部が監査委員質疑当日まで所在不明となっていた事例があった。（農政課）

3 契約事務について

(1) 随意契約実施の審査が適正に行われなかったもの【指摘事項】

工事等請負業者指名審査会要綱第2条第1項第3号では、同審査会は、法令第167条の2第1項各号（同項第1号及び第5号を除く。）に基づく随意契約の見積徴取業者の選定について審査する旨が定められているところ、1者随意契約を予定する事業において、契約の分割により各予定金額を低く設定し、審査対象外である法令第167条の2第1項第1号を適用することで、契約方法の妥当性について同審査会に諮ることなく契約を締結している事例があった。

また、業務を細分化したことで、事務作業の重複を招いており、経済性及び効率性の観点からも不適切な事務執行であった。（農政課）

(2) 決裁による承認手続きが適切に行われなかったもの【改善事項】

決裁規程第5条では、副市長、部長及び課長の専決権限事項について、決裁事項ごとに決裁区分及び合議区分が規定されているところ、以下の事例がみられた。

ア 適切な決裁権者による決裁がされていない事例があった。（人事秘書課、危機管理課、健康推進課、土木課、農政課、学校教育課、会計課）

イ 予算執行書及び支出負担行為決議書において、必要な合議がされていない事例があった。（土木課、農政課、学校教育課）

(3) 予算の執行事務が適切でなかったもの【改善事項】

主管課が締結した単価契約に基づき、各課が個別に業務依頼を行う際、依頼時点で見積金額が予算額の範囲内である必要があるところ、予算が不足したまま業務を依頼し、業務完了後、事後的に予算流用している事例があった。（障がい福祉課）

(4) 再委託の手続きが適切でなかったもの【改善事項】

委託契約した業務を再委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、その適正な履行を確保しなければならないものであり、「再委託の取扱いについて」に基づいた手続きを行う必要があるところ、再委託の禁止や再委託を認める業務の範囲について、仕様書に記載されていない事例があった。(市民課、会計課、議事課)

(5) 契約書等の作成が適正でなかったもの【指摘事項】

ア 契約書や請書の作成にあたっては、受注者の履行範囲を明確にし、発注者が適正な検査を実施できるよう仕様書を添付すべきところ、添付されていない事例があった。(高齢福祉課、甚目寺西児童館、会計課)

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項では、同法の対象となる解体工事においては、解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない旨が規定されているところ、それらの書面が契約書に添付されていない事例があった。(土木課、商工観光課、スポーツ課)

(6) 予定価格書の管理が適切でなかったもの【指摘事項】

契約規則第14条第1項では、予定価格書は封書しなければならない旨が規定されており、厳重な管理が求められるところ、封緘、封印されていない事例があった。(スポーツ課)

(7) 成績評定及び完了検査が適切に行われていなかったもの【改善事項】

ア 工事成績評定に関する要領第2条では、契約金額が200万円以上の建設工事を成績評定の対象とする旨が規定されているところ、実施されていない事例があった。(農政課、スポーツ課)

イ 契約規則第50条第1項では、検査は、契約担当者が自ら又は補助者に命じて行うものとする旨が規定されているところ、単価契約における完了検査において、検査員が任命されていない事例があった。(危機管理課)

4 会計年度任用職員任用事務について

勤務状況の管理が適切でなかったもの【改善事項】

会計年度任用職員の勤務状況は、例月給与の額や年次有給休暇の付与に影響することから、各課での厳格な管理が求められ、人事秘書課からは出勤簿の参考様式が示されている。また、出勤簿については、雇用保険の資格取得期間中に異動があった場合の各種届出において、その写しの提出が必要となることから、適切な管理が求められるところ、以下の事例がみられた。

ア 直接監督責任者である課長又は従事者の押印や署名、及び合計勤務時間数の記載がない事例があった。(市民課)

イ 各種証明書の休日交付に係る日直業務に従事した記録がされていない事例があった。(市民課)

5 財産管理事務について

(1) 備品の管理が適正でなかったもの【指摘事項】

地方財政法第8条では、財産は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない旨が規定されており、財産管理規則に基づいて適正に管理することが求められていることから、備品台帳の登録内容と実際の保管状況を調査したところ、以下の事例がみられた。

ア 備品台帳に登録されていない事例があった。(危機管理課、甚目寺中央児童館、萱津保育園、商工観光課、教育総務課、甚目寺東小学校)

イ 財産管理規則第30条第1項に基づく、不用決定の手続きを経ず廃棄されている事例があった。(甚目寺西児童館、萱津保育園、健康推進課)

ウ 廃棄済みの備品が備品台帳に登録されたままになっている事例があった。(正則保育園、萱津保育園、健康推進課)

エ 学校へ管理を移したものの、備品台帳にその旨が記載されていない事例があった。(学校教育課)

(2) 不用な備品が処分されていなかったもの【改善事項】

長期間使用していない備品については、活用方法を検討し、なお不用なものは不用決定の上、適切に廃棄すべきところ、管理し続けている事例があった。(高齢福祉課、商工観光課)

(3) 物品の備品台帳への登録が統一されていなかったもの【改善事項】

物品「ハートスタート(AED)」について、正則保育園では備品登録されていたものの、萱津保育園では備品登録されていなかった。市内全保育園について登録状況を確認し、備品台帳への登録の要否を判断の上、必要に応じて是正されたい。(保育課、市内全保育園)

(4) 切手の管理が適切でなかったもの【改善事項】

郵便切手は市の財産であるとともに、現金への換金が容易であることから、現金同様に適正な管理が求められるところ、郵便切手使用簿への記載が適切でない事例があった。(収納課)

財政援助団体等監査

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、あま市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第3 監査の対象

補助金交付団体

団 体 名	所 管 課	監 査 対 象 期 間
あま市社会福祉協議会	福祉部社会福祉課	令和6年度及び令和7年度

第4 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第5 監査の実施内容

あらかじめ監査資料の提出を求めて当該資料を審査するとともに、関係書類、諸帳簿等に基づく調査をし、及び関係者から説明を聴取して監査を実施した。

第6 監査の実施期間

令和7年8月18日から同年10月24日まで

第7 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行及び財政援助団体等に対する所管課の指導状況等については、監査を実施した限りにおいて、おおむね良好に処理されているものと認められた。しかし、一部において、是正又は改善を必要とする事項が見受けられたため、以下に記述する。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、その記載を省略する。

1 補助金精算事務について

実績報告が適切に行われていなかったもの【改善事項】

市に提出する実績報告書に、所要額の具体的な内訳が分かる資料が添付されておらず、補助対象経費の使途が明確になっていなかった。

2 契約事務について

(1) 価格競争が適切に行われていなかったもの【指摘事項】

随意契約を締結できる場合は、社会福祉協議会経理規程第77条において限定的に定められており、その適用にあたっては、決裁権者等が厳格に審査すべきであり、その場合であっても、可能な限り複数の業者から見積徴取し価格競争させることが望ましいところ、同条第1項第1号及び第4項に基づき3者以上から見積徴取すべき業務について、合理的理由なく1者随意契約を締結した事例があった。

(2) 設定した数量の適正性に疑義が生じるもの【改善事項】

契約時点で数量の確定が困難な物品購入や役務提供において、予定数量を基に積算した金額を事業費として確定させる総価契約を締結する場合は、実態を十分に精査した上で適切な予定数量を設定するか、実数に応じて減額精算を行う旨を契約条項に盛り込むなど、最小の経費で業務が実施できるよう努めることが望ましいところ、過大な予定数量を仕様書に定め、減額精算をしない総価契約を締結している事例があった。

(3) 軽減税率適用の適否について【検討事項】

消費税率については、その業務が「飲食料品の譲渡」の場合は軽減税率8%が、「役務の提供」の場合は標準税率10%が適用されるどころ、配食サービス業務では契約金額に軽減税率を適用させていた。

本業務は、受注者に対し、弁当の調理及び利用者への配達、利用者の安否確認を行わせるもので、監査対象団体は、本業務を「飲食料品の譲渡」と整理し、安否確認はそれに付随する行為であるとの認識を示しているが、本業務の趣旨が単なる食事提供に留まらず、高齢者等の健康維持や安否確認という「役務の提供」としての側面を有することを踏まえると、契約金額に軽減税率を適用させることの妥当性について疑義が残る。

については、本業務における軽減税率適用の適否について所轄税務署へ照会し、必要に応じて是正措置を講じられたい。